

第4回愛労委証人審問報告

組合側証人3名が堂々と立証！！



4月18日、愛知県労働委員会において「カット愛労委」の第4回証人審問が行われました。名古屋地本の組合員・OBはもとより、本部、各地本からの参加者も含め全体で40名の傍聴者がありました。

会社の不当労働行為の数々を暴露

今回、組合側証人として、荻野隆一さん、吉田隆夫さん、越坂武さんの3名が証人席に立ち、この間の会社からの不当な差別や扱いを具体的に立証し、会社による不当労働行為の数々を暴露してきました。

その中で、私たちが「主任レポート」の問題性を指摘し、提出しなかったことを理由に、会社から何度も「非違行為」としてカウントされたことは、加重処分であり、異常であると主張しました。これは、東京の教職員らが「君が代」を歌わなかったことで重い処分が出された事に対する訴訟でも、『加重処分であり行き過ぎである』（日の丸・君が代訴訟＝平成24年1月最高裁判決）と判決が出されており、まさに同じ事が言えると立証してきました。また、不幸にして事故やミスを犯した社員に対する「犯罪者的な扱い」を行う会社、職場における威圧的な管理者などの実態も明らかにしてきました。

会社側弁護士による反対審問に対し、堂々と反証！

会社側弁護士による反対審問では、我が組合員に対し、ボーナスカット・昇給カットを正当化せんがため、弾劾証拠を提出するなど勤務成績不良社員のレッテル張りに必死でしたが、堂々と反証してきました。そして、なんと会社側弁護士自ら、『「喚呼不良」や「通過駅停車」などは重大な事象でもないでしょう』と、会社側も真っ青の発言も。

今回で組合側の証人審問が終了し、次回からは会社側証人審問が行われます。



次回、5月21日（月）13時30分からの第5回証人審問は、会社側証人として、豆畑、長尾、長島の3人が出席します。多くの傍聴でさらに会社を追いつめよう！

